

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 30. 5. 15 第 196 回国会第 5 号

5 月 15 日（火）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出第 31 号）

- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部副本部長	長谷川雅巳君
青山学院大学法務研究科教授／前内閣府消費者委員会委員長	河上正二君
適格消費者団体京都消費者契約ネットワーク理事長／弁護士	野々山宏君

（質疑者及び主な質疑内容）

勝俣孝明君（自民）

- ・本改正案は、事業者の行為により困惑した消費者が、契約の取消しができる類型を追加することとしているが、どのような議論を経て合意に至ったのか、長谷川参考人及び河上参考人に伺いたい。
- ・本改正案の「社会生活上の経験が乏しいことから」（第 4 条第 3 項の第 3 号及び第 4 号）という、消費者委員会の答申になかった要件が加わったことによる、現場の影響の有無について各参考人に伺いたい。

森山浩行君（立憲）

- ・本改正案の第 4 条にバスケット・クローズ（包括的な受け皿となる条項）が必要であるという河上参考人の意見について、長谷川参考人及び野々山参考人の見解を伺いたい。
- ・現行法第 9 条第 1 号「平均的な損害の額」の立証責任を事業者と消費者のどちらが負うべきか、各参考人に伺いたい。

森夏枝君（維新）

- ・民法の成年年齢引下げにより未成年者取消権を失う 18 歳、19 歳の者の消費者被害を増やさないための対策について各参考人に伺いたい。
- ・本改正案において、最も改めるべきと考える点について各参考人に伺いたい。

濱村進君（公明）

- ・本改正案中の「社会生活上の経験が乏しいことから」の要件を本改正案から削除すべきと主張されている河上参考人及び野々山参考人におかれては、どのような要件を必要と考えているか。

- ・「平均的な損害の額」の立証責任を事業者に転換された場合の事業者に与える影響について各参考人に伺いたい。

黒岩宇洋君（無会）

- ・つけ込み型勧誘について、消費者の不安をあおる告知と人間関係の濫用に絞った改正を行うことで、今後の消費者契約法の改正では、包括的な救済を認めるバスケット・クローズ（包括的な受け皿となる条項）の議論が止まってしまうことが懸念されることについて河上参考人に伺いたい。
- ・「平均的な損害の額」の推定規定を設けることによる効果の有無とその度合い及び立証責任の転換の効果について、河上参考人及び野々山参考人に伺いたい。

畑野君枝君（共産）

- ・平成 28 年の消費者契約法改正以降、同法の見直しについてどのような議論を行ってきたのか、また成年年齢引下げ対応WGの関係で変更や追加された点があるのか、さらに「社会生活上の経験が乏しいことから」の要件が加わったことにより、どのような影響を及ぼすのか、各参考人に伺いたい。
- ・「社会生活上の経験が乏しいことから」の要件がない方がよいという立場なのか、各参考人の見解を伺いたい。

柚木道義君（国民）

- ・本改正案に対する野党の修正の項目として、消費者の年齢・生活状況・財産状況への配慮、「社会生活上の経験が乏しいことから」の要件削除、「つけ込み型」勧誘などを検討しているが、これらについて河上参考人の見解を伺いたい。
- ・本改正案中の「社会生活上の経験が乏しいことから」

の要件を削除しない場合の影響や問題点について野々山参考人に伺いたい。